

志摩市行政改革大綱

平成 22 年 2 月改訂

志 摩 市

第1章 行政改革の基本的な考え方

1 行政改革の必要性について

長引く景気の低迷により雇用情勢が急速に悪化した戦後最大の「世界同時不況」の中で、国は、経済危機対策として雇用対策、金融対策、地方公共団体への配慮などの補正予算措置を行い、さらに政権交代後は、行政刷新会議を発足し国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うとしていますが、今後の情勢は先行き不透明であります。

当市においても、合併後5年が経過しましたが少子高齢化に伴う人口減少が進み、基幹産業である水産業、観光業も低迷するなど、自主財源の要である市税収入の減収につながる厳しい状況となっています。また、合併に伴う財政支援措置のほとんどが終了することとなり、特に普通交付税については、平成31年度までの合併算定替えの制度が期限切れを向かえれば大幅な減額になることが予測されます。

このような状況の中、平成21年11月に、施設の統廃合等、事務事業の見直し、補助金の見直し、歳入の見直しを柱とした、「財政健全化アクションプログラム」を立ち上げ、今後の予算編成への反映に向けて事業の見直し等に取り組んでおりますが、アクションプログラムの実施を反映した財政計画においても、平成31年度には財政調整基金が底をつくことが予測されるため、さらなる事業の見直しが求められています。

また、平成20年8月には、まちづくりの基本理念となる「まちづくり基本条例」を施行し、市民と行政の協働によるまちづくりを規定しています。実践としての協働の推進に向けては、市民と行政双方の意識の変化が求められ、協働のための新たな仕組みづくりが必要となります。

平成20年9月には新庁舎が完成し、市内に各部署が散在する分庁舎体制の解消や組織機構の見直しを図るなど、限られた財政的・人的資源の中で行政サービスの向上を目指す取組みを進めておりますが、まだまだ十分とは言えません。

合併後の志摩市が目指すまちづくりに向けて解決すべき問題は多くありますので、ここに改革方針を定め、今後も積極的に行政改革に取り組んでまいります。

2 行政改革の取り組む方向性

市民と協働のまちづくりの推進

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて以来、地方公共団体には、これまで以上に自主・自立のもと、個性豊かなまちづくりと質の高い住民サービスの提供が求められています。厳しい経済情勢の下、山積する課題に的確に対応し、持続的に発展を続ける市政を実現するためには、行政とともに市民の担う役割も大きく、これからの市政においては、行政と市民のパートナーシップの確立が必要不可欠になってきています。

したがって、今後は、情報公開や市民参加等をさらに積極的に進め、行政と市民との協働による開かれた透明性の高い市政の推進を図っていきます。

簡素で効率的な行政経営の展開

急激な変化と先行き不透明な経済情勢の中、市政を取り巻く状況は日々変化し、市政は限られた人員と財源のもとで、これら時代の変化に対し迅速かつ的確に対応しなければなりません。

そのため、民間経営の視点と発想を取り入れたスピード・コスト・成果を重視する柔軟な行政の展開に努めていきます。

ITの活用や公共施設の管理運営への民間活力の導入等により、市民サービスの質や利便性の向上とともに徹底したコストダウンを図っていくほか、新しい時代に対応する組織機構の再編成、職員の資質向上や意識改革に努め、最小のコストで最大の効果を上げることが可能な、簡素で効率的な行政体制を速やかに整備していきます。

健全財政運営の推進

今日、国・地方の財政状況は多額の負債を抱え、また依然として先行き不透明な経済情勢ともあいまって、非常に厳しい環境にあります。一方、急速に進展する少子高齢化社会への対応や分権型社会への移行に伴う個性豊かなまちづくりを考えると、行政需要は、今後益々多岐多様にわたり、質量ともに増加は避けられない状況にあります。

このような厳しい財政環境のもとで、新たな行政需要に的確に対応し市民の信頼に応えるには、原点に立ちもどり、事務事業の重点化やスクラップ・アンド・ビルドを基本とし見直していきます。また、公共工事の抑制、補助金の見直しや基金の適正運用が必要であり、将来を見据えた財政の健全性確保に向けた取り組みを積極的に進め、市政の持続的発展を支え得る財政基盤を確立していきます。

第2章 行政改革推進の具体的な取り組み

市民と協働のまちづくりの推進

1. 市民参画の仕組みづくりとNPO等の支援

(1) 市民参画の仕組みづくりの推進

行政経営のパートナーとして政策の実行、評価について市民の参画を求め、行政と市民の役割を明確にしつつ、協働して開かれた市政運営を進めていくために、地域コミュニティである自治会やNPO等との連携を図ります。また、市民がまちづくりの主体であることを意識し、市民の市政参画を一層促進する仕組みづくりについて検討します。

(2) 自治会・NPO等への支援

自治会・NPO等が効率的に活動できる仕組みづくりや自治会・NPO等への支援に努めます。

2. 情報提供の推進

(1) 市政情報の積極的な提供

公正でわかりやすい市民に開かれた行政を進めるうえで、互いに情報を共有することが大切であり、市民に対して行政情報の積極的な提供を行います。そのため、広報紙、ホームページ等各種広報媒体の活用を行います。また、財政情報の提供や、主要なサービス・業務コストの公表について検討します。

(2) 広報広聴の充実

市政への意見や要望を広く求め、市民の声をいかした行政運営を推進するため広報広聴機能の充実を図ります。

(3) 市民との対話の推進

市政説明会等の開催を通じて広く市民から意見を聞くなど、市民と行政が対話しながらお互いに理解を深めます。

3. 情報公開と個人情報保護の推進

(1) 情報公開の推進

市民に開かれた市政を実現するためには、行政の保有する情報を市民と共有することが必要であり、情報公開制度の的確な運用に努めるとともに、市民への情報公開を積極的に進めます。

(2) 個人情報保護の推進

個人の権利利益を保護し、個人情報の適正な取り扱いを目的とする個人情報保護施策の推進に努めます。

簡素で効率的な行政経営の展開

1．市民サービスの向上

(1) 市民サービスの質的向上

分権型社会への転換が迫られている今、厳しい行財政環境の中で多様化・複雑化する市民ニーズに適切・迅速に対応していくため、高齢者はもとよりすべての市民に対して、効率的で満足度の高いサービスの提供に、市民との協働のもと取り組んでいきます。

窓口サービス等の向上

申請手続きの簡素化や、市民の視点に立った窓口対応を実施します。また、市民の利便性の向上を図るためにワンストップサービス（総合窓口）の実施についても検討します。

(2) 電子市役所の構築

ITの活用により庁内業務の効率化を図るとともに、市民の視点にたったサービスの向上を目指して、電子市役所の構築を推進します。

市民サービス向上のためのシステム整備

窓口サービスの電子化など、市民サービス向上のためのシステム整備を推進します。

職員の情報処理能力の向上

セキュリティポリシーの徹底など職員の情報処理管理能力の向上に努めます。

行政事務効率化のためのシステム整備

内部で共有している情報の一元管理など行政事務効率化のためのシステムの整備を進めます。

2．民間手法の活用

(1) アウトソーシングの推進

民間が行うべき分野と真に行政が行う分野の区別のなかで、行政が提供しているサービスであっても、民間に委ねた方がより効果的で質の高いサービスが可能なものは、職員数と業務のバランスにも配慮しながら、積極的にアウトソーシングを推進します。また、全ての公の施設の管理運営について見直し、指定管理者制度を活用するなど安定的で効率的な管理運営を推進します。

(2) PFI等民間活力の活用

公共施設等の整備・改修を行う場合、投資効果や予測されるリスクの十分な把握等を行い民間の資金とノウハウを十分活用することにより、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っていくためPFI等民間活力の導入手法について検討します。

3．職員の意識改革

(1) 職員の資質向上と意識改革

地方分権時代にふさわしい行政運営を進めるために、政策形成能力や行政経営能力を持った職員の人材育成や意識改革に積極的に取り組みます。また、市民サービス向上のた

め、行政は市民の力を引き出すコーディネータ（調整役）としての役割が担えるよう、職員の資質向上に努めます。

人材育成の強化

重要施策等の情報を職員が共有するとともに、職員研修に関する基本方針に基づき計画的に職員研修を行うなど、人材育成の強化に努めます。

人事交流の推進

職員能力向上と人材育成のため、他団体との人事交流の推進を図ります。

（２）人事制度の改革

市の総合的な行政能力を高めるためには、職員の人材育成や能力発揮が強く求められており、それに対応できるよう人事制度の改革を行います。

人事評価制度の導入

職員の能力や実績を適切に評価する人事評価制度の導入を図ります。

能力を最大限発揮させる人材登用と人材配置

職務に対する意欲向上のため、人事異動時の希望申告制度を活用するほか、職員の適性をいかした登用を推進します。

（３）働きやすい環境づくり

市民に効果的で必要なサービスを提供するためにも、活力があり働きやすい職場環境づくりを進めます。

職員提案制度の創設

職員の知識や意欲を職場にいかすために、職員提案制度を創設します。

職場改善の推進

職員一人ひとりが自主的に職場の改革改善に取り組むことができる仕組みづくりを検討します。

4．定員管理・給与の適正化

（１）定員管理・給与の適正化の推進

事務事業の効率化や組織機構の見直しなどにより、限られた財源や人員の有効活用を図り、計画的な定員管理を適正に行い職員数を削減します。また、給与改革を推進し人件費の抑制にも努めます。

中長期的な定員管理の推進

定員適正化計画に基づき、中長期的な定員管理を行います。

給与制度改革

国の給与制度を踏まえ、職務と責任に応じた適正な給与制度の見直しを行います。

5．組織機構の改革

（１）組織機構の改革と活性化

職員の減少、効率的な事務の執行、高い住民サービスレベルの維持等多様な観点から検討し、新たな行政課題や多種多様の市民ニーズに即応した政策推進が可能な、簡素で効

率的な組織機構を目指します。

政策推進機能等の充実

政策立案機能及び政策調整機能を充実強化するための組織再編を進めます。

経営戦略機能の強化

経営戦略的な観点から政策決定を行い、重要事項を迅速かつ的確に意思決定、処理できる組織体制を整備します。

柔軟な組織形態の導入

各組織間の連携、組織のフラット化を推進し、事務処理のスピードアップや業務内容に対応した柔軟な組織形態の導入を図っていきます。また、今後の広域行政のあり方についての協議にあわせ、市の組織も柔軟に対応できるよう検討します。

(2) 支所機能の見直し

市民との重要な接点となる支所は、本庁業務との整合性を図りながら、地域振興、防災、地域内自治、窓口サービスなどのあり方について検討を行うとともに、市民が集える場所とするために施設等を有効活用するなど、支所機能の見直しを図ります。

(3) 庁内分権の推進

意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるよう、各部局等において自己決定、自己責任が機能するシステムの構築について検討します。

(4) 災害時の危機管理体制の整備

東海・東南海・南海地震で予測されている広範囲な災害発生時に、速やかに必要な措置を講じるための初動体制を確立し、被害の拡大防止や混乱の回避を図るために総合的な危機管理体制を整備します。

初動体制の確立と指揮命令系統の整備

緊急初動体制に必要な組織運営、職員動員のためのシステムを整備します。

危機管理情報ネットワークの整備

関係機関からの円滑迅速な情報伝達のために防災無線を中心とした通信システムの統合・整備を行います。

健全財政運営の推進

1. 計画的な財政運営

(1) 経常的経費を中心とした歳出の削減

人件費や物件費の削減、公債費の抑制により経常的経費を中心とした歳出を削減します。

人件費及び物件費の削減

引き続き人件費の削減に努めるとともに、物件費の削減に向け不断の取り組みを行います。

公債費の抑制

公債費の増大が財政運営に影響を及ぼさないように、市債発行額を極力抑制します。市債の発行にあたっては、後年度に償還額が交付税算入される等有利な起債の活用を図ります。

(2) 補助金・扶助費の見直し

補助金等についてはこれまでも一部削減を実施してきましたが、さらに役割や効果を精査し、廃止や統合も視野に入れた抜本的な見直しを行います。扶助費についても助成の要件を精査するなど見直しを行います。

(3) 予算編成方式の改革

予算編成方針の改革等により限られた財源を重点的かつ効果的に配分します。そのため、財政健全化アクションプログラムの財政計画に基づいたより効果的な予算編成を行います。

(4) 外郭団体等の改革

市に依存しない、自主・自立的な経営基盤を確立するよう、外郭団体等が自ら改革に取り組み、業務の効率化や経営の健全化に努めるよう指導します。

2. 事務事業の見直し

(1) 事務事業の見直しと再構築

限られた財源と人員の中で、新たな行政課題に対応するため、各種事務事業の見直しと再構築を進めます。

業務改善の推進

迅速で効果的な市民サービスを実現するために、常にコスト意識を持って事務事業の簡素・効率化に努め、一層の業務改善の推進を図っていきます。

部門別の業務改善の推進

事務事業について部門別に市民サービスの質的向上と効率化を図るため、業務の改善とマニュアル化を推進します。

(2) 行政評価制度の構築及び環境問題への取り組み

現行の行政評価システムを見直し、成果を重視する行政評価制度の構築に向けて検討を進めるとともに、地球温暖化など環境問題に対応するために、環境マネジメントの推進を図ります。

行政評価制度の活用

事務事業ごとに必要性、妥当性、効率性等について客観的に評価するためのシステムとして行政評価制度を導入し、予算編成や施策の進行管理などに活用します。

環境マネジメントの推進

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の実現を目指して、グリーン購入や省エネルギー等の環境負荷の低減等に取り組みます。

(3) 公共事業の抑制と重点化

厳しい財政状況のもと、公共事業についてもなお一層の抑制と事業効果を十分精査して事業の重点化を図っていきます。

(4) 入札・契約制度の見直し

入札・契約に関する制度については、市民の信頼を裏切ることのないよう、一層の透明性、客観性、競争性、公平性の確保・向上に努めるとともに、適正な入札・契約制度となるよう見直しを行い、談合その他の不正行為の防止を図ります。また、電子入札など多様な入札制度の導入についても検討を行います。

3. 公営企業の経営健全化

(1) 公営企業の経営健全化の推進

病院事業、水道事業及び下水道事業では、アウトソーシング等について十分検討するなど経営の一層の効率化を図り経営健全化に努めます。

4. 歳入の確保

(1) 財源の確保と受益者負担の適正化

市税収入等の確保をするとともに、受益者負担の適正化、新たな財源の確保と制度改正要望を行うことにより、一層の財源確保を図ります。

市税収入等の自主財源の確保

公平・公正な課税客体の適正把握に努めるほか、徴収体制の強化により徴収率の向上を目指します。

受益者負担の適正化

負担の公平性を図る観点から、使用料及び手数料の見直しを行います。

新たな財源確保と制度改正要望

新たな財源の確保について検討するとともに、地方交付税などの制度改正の要望を行います。

5. 公共施設の見直しと財産の有効活用

(1) 公共施設の適正配置と管理運営の見直し

公共施設については、市としての適正な配置や運用のもと、総合的な見直しを行います。

公共施設の再配置と統廃合

施設の必要性・効果性、運営のコスト等の観点から見直しを行い、再配置・統廃合に

ついて検討します。

公共施設運営の改革

公共施設の管理運営について最適な管理手法を検討し、コストの縮減とサービスの向上を図ります。

(2) 財産の有効活用の総合的推進

公共施設の総合評価を実施し、民間手法の導入による有効活用と処分も合わせて検討します。

公共施設の総合評価の実施

公共施設等の財産台帳の整備を行うとともに、適正配置と機能面、維持管理コストなどから施設の総合評価の実施について検討します。

財産の有効活用と処分

総合評価の結果を踏まえ、財産の有効活用と処分について検討します。

用語解説

行政刷新会議

国民的な観点から、国の予算、制度、その他国の行政全般の在り方を刷新するとともに、国、地方公共団体及び民間の役割の在り方の見直しを行うため設置された会議。

財政調整基金

年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた積立金。家庭における預貯金のようなもの。

アウトソーシング

業務の一部を専門業者等に委託すること、外部委託。一般に企業内の業務や部門の企画から設計や運営を、専門知識をもった外部の者に委託すること。

NPO（エヌ・ピー・オー）

Non-Profit Organization（非営利組織）の略。自主的、自発的に公益的な活動を行う民間組織、団体。民間組織であることを強調して、NGO（Non-Government Organization = 非政府組織）とも言われる。

起債

地方公共団体が国や銀行から資金の借入を行うことにより、長期にわたって負担する借金。地方債によって借金すること。

行政評価制度

行政がこれまで実施してきた施策や事務事業等について、一定の基準や指標などを用いて妥当性、達成度や成果を検証・評価し、それを公表することにより、透明性を高め、効果的・効率的な行政運営を行うとともに、限られた行政資産を有効に活用するための行政運営システムのこと。

協働

市民等と行政が相互の特性を認識し尊重しあい、相互の資源を出しあい、対等の立場で共通する目的の実現に向け、協力・協調し活動すること。

権限移譲

国から都道府県・政令指定都市へ、または都道府県から市町村へ事務権限や行政権限を移し、自治体が自主的、自立的に担う仕事の分野を広げること。

公債費

地方公共団体が借り入れて返済する地方債の元金および利子の償還額。公債費は、人件費および扶助費とともに義務的経費であるが、人件費や扶助費と違い、過去の債務の支払いに要する経費である。

指定管理者制度

市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ろうとするもの。平成 15（2003）年 9 月の地方自治法の改正によって創設された。

セキュリティポリシー（security policy）

情報セキュリティに関する基本方針を指す。基本的な考え方やセキュリティを確保するための体制、運用規定、具体的な手順や実施方法などについて明文化してまとめたものである。

組織のフラット化

組織の管理階層を削減すること。組織の下位階層に権限が委譲され、各構成員が高い自律性を持って活動することにより、スピーディーな意思決定の実現を図ろうとするもの。

地方分権

国と地方の対等な協力関係をめざし、地方の自治権の拡充を図るため、権力を中央統治機関に集中させずに、地方の自治団体に広く分散させ主権を持たせること。

P F I（ピー・エフ・アイ）

Private Finance Initiative（民間資金主導）の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

物件費

人件費、維持補修費、扶助費、補助費等以外の自治体が支出する消費的性質の経費の総称。具体的には、職員の旅費、消耗品費、臨時職員の賃金、通信費、備品購入費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などの経費がある。

補助金

不足を補うために出す金銭。特定産業の育成や特定施策の奨励など、一定の行政目的を達成するために、国・地方公共団体が公共団体・企業・私人などに交付する金銭。

ワンストップサービス（one-stop service）

複数の行政サービスを 1 つの窓口で受けることができる機能のこと。これにより市民が複数の窓口に向く手間や労力を削減する効果がある。